

けやき台博多南緑化協定書

(目的)

第1条 本協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）に基づき、第3条に定める区域内における良好な居住環境を確保するため当該区域内の緑化に関する事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本協定は、けやき台博多南緑化協定（以下「協定」という）と称する。

(協定区域)

第3条 協定区域は、福岡市博多区浦田2丁目186⁴他170筆とする。

(協定の効力)

- 第4条 1. 協定は、市長の認可のあった日から起算して1年以内において協定区域内の土地に2以上の土地の所有者、および建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、または賃借権を有するもの（以上「土地所有者等」という。）が存することとなったときから、その効力を生ずるものとする。
2. 協定は、その効力が生じた日以降において協定区域内の土地所有者等となったものに対しても効力があるものとする。

(運営委員会の設置)

第5条 協定に関する事業、業務を円滑に行うために協定区域内の土地所有者等（以下「協定者」という）により構成する運営委員会（以下「委員会」という）を設置するものとする。

- 2 委員会は、委員の内から委員長1名、副委員長1名、会計1名委員若干名を選出するものとし、役員の任期、選出の方法及び事業内容その他委員会に関する必要な事項は別に定めるものとする。

(緑化に関する事項)

第6条 第1条の目的を達成するために、緑化に関する事項を次のとおり定める。

(1) 植栽する樹木の種類

- ・ シンボルツリー こぶし、いろはもみじ、しゃらの木、檜
- ・ 生垣
 - ・ プリベット (西洋イボタの木)
 - ・ レッドロビン (西洋ベニカナメ)
 - ・ ヒイラギモクセイ
 - ・ サング樹
 - ・ レンギョウ

等とする。

(2) 樹木等を植栽する場所

原則として、敷地の外周部分でかつ、道路その他公衆が利用する場所から望見できるところで、植栽可能な場所とする。

(3) 敷地境界に面する外柵の構造

原則として生垣、竹垣、フェンスとし、見通しの妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付随する部分はこの限りではない。

(4) 間知擁壁面の緑化

原則として、敷地の外周部分でかつ道路その他公衆が利用す

る場所から望見できる間知擁壁面は、西洋づた等、垂下性の植物を擁壁面に沿って植栽し、緑化に務めるものとする。

(5) 樹木等の維持管理

敷地内の樹木等の仕立て、剪定、整枝、刈込み、補植、施肥及び病虫害の防除、その他維持管理については各々土地所有者等の責任と負担においてこれを行う。また、最低年1回、剪定、整枝および病虫害防除のため一斉防除作業を行う。

(樹木等伐採の禁止等)

第7条 協定者は、協定に基づいて植栽した樹木等を伐採してはならない。

2 協定者は、協定に基づいて植栽した樹木等をみだりに移植してはならない。ただし、やむを得ない事情により移植する必要があるときは、委員会の同意を得て協定区域内に移植することができる。

3 協定者は、協定に基づいて植栽された樹木が枯損した場合は、原木と同程度の規格を有する樹木を補植しなければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 委員会は協定事項に違反した者に対して、緑化を図るべき義務の履行、現状回復及び代償の植木等の請求を行う。

2 委員会は協定事項に違反した者が、3ヶ月以内に前項の請求に応じない場合は、協定に基づく緑化事業に要する費用相当の違約金を徴収し、その費用は協定に基づく緑化事業の費用に充当するものとする。なお徴収金額等については委員会が別に定める。

(土地所有権等の移転の届出)

第9条 協定者は、土地の所有権または、建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権もしくは賃貸権を移転し、または廃止した場合は、その旨を委員会に届出なければならない。

(協定の変更ならびに廃止)

第10条 協定において定めた事項を変更しようとする場合は、協定者全員の合意をもってその旨を定めるものとする。又、廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意によるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日以後、協定区域内における新たな土地の所有者が発生した日から10年間とし、期間満了時に協定者の過半数の申し出がない場合は、以後5年毎自動的に延長する。

(付則)

福岡市長による緑化協定認可通知書は委員長が保管するものとし、その写しを土地の所有者等に配布する。